

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 16 日現在

機関番号：17701

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2012～2013

課題番号：24700669

研究課題名(和文) 戦前学生柔道における競技化の史的考察

研究課題名(英文) The historic study of the becoming student judo as sport in modern Japan

研究代表者

中嶋 哲也 (Nakajima, Tetsuya)

鹿児島大学・教育学部・講師

研究者番号：30613921

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 700,000円、(間接経費) 210,000円

研究成果の概要(和文)：当研究課題では、戦前の学生柔道に焦点を当て、講道館および柔道の創始者嘉納治五郎との関係に注意しながら、柔道の競技化過程を明らかにした。結果として、1914年から始まった全国各高等学校柔道大会(いわゆる「高専柔道大会」)は旧制高校間での競争意識の高まりを踏まえて、各校にとって公平な審判規定を制定することで開催できたことを明らかにした。また、高専柔道大会では寝技が隆盛するが、これを規制するため、講道館は1924年に審判規定を改正したが、高専柔道側はこれに反発し、帝大を中心とした帝大柔道会を発足、さらに独自の審判規定を成文化するに至った。こうして高専柔道は講道館から自立し競技化が進んだのである。

研究成果の概要(英文)：This project was to clarify the process of becoming judo as sport. In this study, I was careful about prewar student judo and relations with Kodokan and Kano Jigoro, the father of judo. As a result, it was found the establishment process of Kosen Judo Taikai(National High School and Vocational School Judo Competition; referred to hereafter as KJT) and the making of the KJT's rule in 1914. The groundwork was used in KJT well. Kodokan revised the rule in 1924 because to regulate the groundwork of the KJT. The KJT against the rule revision, and started the Imperial University Judo Association and codified an original rule. The student judo becomes independent from Kodokan and advanced the judo as sport.

研究分野：複合領域

科研費の分科・細目：健康・スポーツ科学 スポーツ科学

キーワード：高専柔道 寝技 嘉納治五郎 勝負法 スポーツ化

### 1. 研究開始当初の背景

明治期以降、日本の柔道の主な担い手は中・高等教育機関における学生であった。近代日本(1868-1945)の中・高等教育機関における校友会・学友会柔道部の活動は活発であり、柔道の競技化は学生によって進められたともいわれる。しかし、近代日本の学生柔道を正面から取り扱う歴史的研究は見当たらない。今日、柔道の競技化は国際化に伴う伝統と近代の相克の場であると認識されているが、本研究では近代日本の校友会・学友会柔道部の活動に競技化の起源があると考え、学生柔道の競技化の諸相に着目した。

### 2. 研究の目的

本研究では次の2つの課題を明らかにすることが目指された。すなわち、競技化の指標として競争意識の形成とルール形成の展開を挙げ、この2つの指標が顕在化する時期を特定し、その歴史的背景を考察すること、学生による柔道の競技化は学生内外において当時、いかに認識されていたのか、である。

の課題は大正3(1914)年に始まった全国各高等学校柔道大会(以下、高専柔道大会と称す)の成立過程を明らかにするなかで説明することにした。の課題及びで提示したルールの展開については大正7(1918)年の第一高等学校(以下、「一高」と略す)と第二高等学校(以下、「二高」と略す)の柔道対校戦を起点に昭和3(1928)年に発足する帝大柔道会の成立過程を追跡することで、説明することにした。

### 3. 研究の方法

研究方法としては歴史学的手法を用いた。主な一次史料は旧制高校が定期的に発行していた校友会雑誌、京都帝国大学が発行した学友会雑誌、及び東京帝国大学が発行した帝国大学新聞を用いた。これらの史料は発行された時期の出来事を詳細に記録しており、学生柔道の動向を明らかにするうえで最も重要な史料である。また、学生柔道は高専柔道大会や帝大柔道会といった講道館が管轄しない大会や組織を展開したが、そうした動向に対し講道館側がどのような反応をみせたのかを知るために講道館が発行していた雑誌『国土』『柔道』『作興』なども取り扱った。また、岡野好太郎『学生柔道の伝統』(黎明書房、1954年)、1967年)、湯本修治『闘魂高専柔道の回顧』(読売新聞社、戸松信康編『四高八十年』(第四高等学校同窓会、1967年)、六華編集委員『第六高等学校柔道部部史』(六華会本部、1989年)なども近代日本の学生柔道の当事者らの貴重な証言や記録が得られるため、取り扱った。

### 4. 研究成果

まず、の問題について京都帝国大学(以下、「京帝大」と略す)が高等学校、専門学

校などを対象に開催した高専柔道大会の成立過程を考察した。特に、高専柔道大会の成立の中でも競争意識の台頭と審判規定の成立過程を具体的に明らかにしたものである。

対校戦は元来、選手の修養や学校間の親睦という目的が第一義にあり、勝負の行方は第一義的なものではなかった。明治40(1907)年の対三高戦で四高は親睦を掲げるものの、実情としては北陸地方の期待を背負い、勝負に意義を見出すようになった。そして四高は勝利を目指して、引分けを狙う戦法を編み出した。明治40(1907)年4月以降、三高と四高は互いに競争意識を衝突させた。互いに自校に有利な条件を協議しながら対校戦の実施を試みたが、協議は決裂の連続であった。

三高、五高、六高の間でも対校戦を行う上で対戦相手の学校と審判規定をめぐる協議を行うことが慣例化していった。こうした過程で問題となったのは試合時間、勝負の決し方、関節技の規定、審判員の審判順序、団体戦の人数である。

高専柔道大会の構想は京帝大によって明治45(1912)年2月には出来上がっていたが、開催には構想からおよそ2年10ヶ月かかった。しかし、この2年10ヶ月という年月は、それ以前の時期も含めて旧制高校の柔道部が公平な審判規定の下に対校戦ができる段階に到達するまでにかかった時間なのである。また、高専柔道大会の審判規定は講道館規定とも武徳会規定とも異なるものであった。結論として高専柔道大会は各校間の競争意識を前提にしつつ、各校に公平な審判規定を制定するための譲歩の姿勢に成立の一要因があったと指摘した。なお、ここまでの内容は「高専柔道大会の成立過程：競争意識の台頭と試合審判規定の形成過程に着目して」(『体育学研究』58巻1号、2013年)として原著論文に仕上げた。

次に大正7(1918)年に行われた一高と二高の柔道対校戦で顕在化した二高の競争意識と寝技の多用の歴史的背景を検討するため、二高の校友会雑誌『尚志会雑誌』を用いて通時的に検討した。明治26(1893)から大正3(1914)年までの二高柔道部の諸活動に着目したが、結果的には嘉納の柔道論や講道館という一機関の通時的検討からは見えてこなかった柔道の国内における普及の歴史の実態及び普及に関する諸課題を明らかにすることにもつながった。

部が誕生した明治26(1893)年から明治30(1897)年までの二高柔道部では柔術家との交流戦、江戸時代以来の心法及び忠君愛国的な武道論の形成、勝負規則及び修業規則の制定など、独特の柔道文化が形成された。特に勝負規則は現在明らかにされている審判規定の成立時期(明治32(1899)年)から6年遡る最古のものであることを確認した。また、日本各地において講道館の審判規定や段級制がどのように普及していくのかを検討する上で勝負規則、修業規則のようなローカ

ルな制度との関係は重要な論点になり得ることを指摘した。

次に明治 30(1897)年から明治 36(1903)年の間は競技化が進んだ時期である。その過程で二高柔道部の独特の柔道文化は後退し、形の「儀式」化や勝負法(実戦性)の衰退が進んだ。また、この時期の競技化によって「及び腰」「頑張り腰」など試合で負けないための腰を引いた防御姿勢が発達した。

明治 44(1911)年以降、二高柔道部員の西原連三によって再び勝負法が重視されるようになり、「勝負之形」が重視され、勝負法の観点から試合の実施が正当化されるようになった。一方で柔道の目的から外れた心法論的な心の在り方の重視や「体育」としての柔道を勝負法に比して軽視するといった側面も窺える変化であった。このような勝負法の重視は大正 3(1914)年の『尚志会雑誌』まで見られるが、大正 7(1918)年の対一高戦における二高の寝技は勝負法の一つの在り方だとして二高監督の小田常胤(以下、「小田」と略す)が講道館に異見を投げかけることにもつながっていると考えられる。なお、ここまでの二高柔道部の実態に関する研究は「旧制二高柔道部の歴史的実態:1893-1914年を中心に」と題して、現在、早稲田大学スポーツ科学学術院が発行する『スポーツ科学研究』に投稿・再審査中である。

最後に、大正 7(1918)年の一高対二高の対校戦から四帝大共管の高専柔道大会(以下、「四帝大大会」と称す)が実施され、帝大柔道会が正式に発会する昭和 3(1928)年の間の学生柔道の歴史を講道館との関わりに注意しながら明らかにした。これは先に挙げた研究目的の にあたるが、注目すべきは、当該時期に既に「スポーツとして柔道」を行う、という立場を高専柔道側が主張していた点である。高専柔道側が「スポーツとして柔道」を行うことを主張した歴史的背景は何か。この点にも注目しながら、研究を進めた。

一高対二高戦における二高の寝技をみた嘉納はこれに不満をもち、学生柔道の寝技を規制するために講道館は大正 13(1924)年 7月に雑誌『作興』上で改正審判規定を公表することになる。

一方で、二高柔道部の監督であった小田は嘉納を批判して、勝負法としての寝技の意義を主張した。これには嘉納の高弟の一人であった桜庭の反論などもあり、結果的には小田が妥協するかたちとなった。しかし、学生柔道の側から公に講道館を批判したケースとしては初めてのことであった。それは学生柔道の講道館からの自立化のきっかけであったといえよう。

第一次世界大戦以降は軍縮やデモクラシー運動の高揚により、柔道は「前世紀の遺物」とみなされるようになった。そうしたなか柔道関係者らは実戦を重視する立場よりも精神修養を重視する立場に傾いていった。こうした状況下で従来の柔道の伝統を守るため

に嘉納は形の稽古による勝負法の奨励を呼びかけるとともに、東京学生柔道連合会(以下、「学柔連」と略す)に介入し、学柔連の審判規定に改正審判規定を反映させるよう促した。学柔連結成当初から加盟していた東京帝国大学(以下、「東帝大」と略す)はこれに反発し、学柔連を脱退する。そして東帝大は京帝大学主催の高専柔道大会を全国的に拡大するために各地の帝国大学に呼びかけ、四帝大大会を開催した。

大正 14(1925)年 10月、東帝大の柔道部員であった佐々木吉備三郎(以下、「佐々木」と略す)は帝大新聞誌上で講道館の学生柔道に対する振る舞いは因襲の押し付けであると批判した。この批判のきっかけは大正 11(1922)年の秋季紅白試合で佐々木が嘉納や三船から冷遇されたことにあった。また、佐々木は学柔連からの東帝大の脱退や四帝大大会の開催の経験を踏まえて、講道館を批判したのであった。佐々木の主張する「スポーツの立場」から行う柔道とは講道館の柔道に新たな価値を付与するものではなかった。嘉納は高専柔道大会及び四帝大大会における寝技の隆盛に対して勝負法の欠落した柔道であると批判したが、佐々木はこうした嘉納の主張を「因襲」と位置づけた上で、四帝大大会を「スポーツの立場」とし、講道館から自立した姿勢を表明したのであった。なお、こうした大正 7(1918)年から昭和 3(1928)年までの学生柔道と講道館の関係史については、「四帝大大会成立過程における「柔道のスポーツ化」論の出現とその歴史的意味:1918-1928年における学生柔道と講道館の關係に着目して」と題して現在、日本体育学会が発行している『体育学研究』に投稿し、要修正・再審査中である。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 1 件)

中嶋哲也「高専柔道大会の成立過程:競争意識の台頭と試合審判規定の形成過程に着目して」『体育学研究』58(1)、2013、257-276、査読有り。

〔学会発表〕(計 2 件)

Tetsuya Nakajima、"The Formation of Randori practice in Jujutsu: Analysis of Jujutsu treatises in Tokugawa era", 1<sup>st</sup> IMACSSS International Conference, Italy Genoa, June 2012.

Tetsuya Nakajima、"Emerging process of the competitive spirit in Student Judo: From self-discipline to competition", Scientific Committee of the XIII ISHPES CONGRESS 2012, Rio de Janeiro, July 2012.

〔図書〕(計 0 件)

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

取得状況(計 0 件)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

中嶋哲也 (Nakajima Tetsuya)

鹿児島大学・教育学部・講師

研究者番号：30613921

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし